令和　　 年 　　月　 　 　日

熊本市長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（登録申請者住所又は主たる事務所の所在地）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（登録事業者の商号、名称又は氏名）

状況把握・生活相談サービス提供に係る誓約書

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第11条第5項に基づき、同条第1項イまたはロに規定のある者（以下、「有資格者等」という）を日中常駐させずに状況把握サービス及び生活相談サービスを提供するにあたって、同条第1項～第4項を全て満たし、かつ以下に定める内容を全て満たすことを誓います。

記

（以下すべての欄に✓）

□ 現時点で、介護保険法による要介護・要支援の認定を受けている入居者はいません。入居者の健康状態等の事情を踏まえても、その処遇に支障がないと判断しました。

□ 入居者が将来にわたり要介護・要支援の認定を受けたり、要介護・要支援の認定を受けている入居者を受け入れたりした場合には、有資格者等による当該施設での日中常駐に切り替え、状況把握サービス及び生活相談サービスを提供できる体制があります。

□　入居者の健康状態が悪化し、体調に急変が生じる恐れがある場合等には、日中において20分以内に有資格者等が別の常駐先等から当該施設に駆け付け、当該施設での常駐に切り替え、状況把握サービス及び生活相談サービスを提供できる体制があります。

□　有資格者等が日中に常駐しないことについて、賃貸借契約書や別途承諾書等により、あらかじめ入居者全員の同意を得ています。新たな入居者にも、同意を得るようにします。

□　有資格者等が日中に常駐しないことについて、高齢者の居住の安定確保に関する法律第２４条の規定に基づく報告及び検査で要請があった際には、その時点での入居者全員分、承諾書等の写しを提出します。

□　（　居住部分への訪問　・　電話　・　居住部分内での入居者の動体を把握できる装置による確認　・　　　　　　食事サービス等の提供時における確認　　）により、毎日1回以上、状況把握サービスを提供し、入居者の心身の状況を把握し、記録に残します。

□　居住部分に、緊急通報装置を設置しています。

□　（　電話　・　テレビ電話装置等の情報通信機器　・　その他方法（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）　）により、日中の生活相談サービスを提供します。サービス提供時には、必ず入居者の心身の状況を把握し、記録に残します。サービスの利用方法を入居者に十分に説明し、施設内に利用方法や電話番号等を掲示しています。